

嘉麻市学童保育所運營業務委託プロポーザル実施に関する質問回答書

NO.	質問事項	回答
1	仕様書12【参考】①でお示しの賃金をベースに期末手当や勤勉手当分の人件費を算出しますが、お示しの時給には9,000円相当の処遇改善分が含まれています。期末手当や勤勉手当には9,000円相当の処遇改善費は含まれないと思いますので、その分を抜いた時給を主任支援員・支援員・補助員でお示し下さい。	令和 6 年度時給 主任支援員：1,472 円 支援員：1,346 円 補助員：1,024 円 本市では、仕様書 12【参考】①で示した時給（処遇改善事業分を含む）をベースに期末手当・勤勉手当を支給しています。
2	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の昨年度支給実績を支援単位ごとにご教示ください。	別紙 1 参照
3	行事活動の際のおやつの内容、予算、実施日数をご教示ください。	おやつの内容：指定なし 予算：入所児童数×250 円／日 実施日数：3 日 ※別途、保護者会から支給の学童有り。
4	国の ICT 化推進事業の活用をされる予定はありますでしょうか。	現時点で予定はありません。
5	直近 3 年間の加配職員の配置実績を支援単位ごとにご教示ください。	別紙 2 参照
6	直近 3 年間の年末特別保育の利用実績を支援単位ごとにご教示ください。	別紙 3 参照
7	専門業者によるワックス掛け、窓清掃、エアコンの点検を実施すること。（3 年に 1 回以上実施）と記載ありますが、支援単位ごとに直近の実施日と費用を教えてください。	別紙 4 参照
8	別表 1 業務分担区分の安全管理・施設管理にエアコンの簡易点検（3 か月毎）とありますが、これはフロン排出抑制法に基づく簡易点検という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	【嘉麻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】にて、放課後児童支援員として業務に従事した年から 2 年以内に終了した者を放課後児童支援員として認めるとの記載がありますが、この設置基準は委託期間内にも適用されますでしょうか。	現時点で、変更の予定はありません。国の基準が改正された場合には、それに合わせて条例を改正します。
10	実施要項の 5. 参加資格の（4）提出書類について、使用印鑑届（別紙 2）と印鑑証明の印に相違があるのですが、問題はございますか。（使用印・弊社支店長印 印鑑証明・弊社代表取締役社長印）弊社が選定頂いた場合、契約が支店出の契約となる為。（支店長印は印鑑登録なし）	使用印と実印は一致しなくて問題ありません。また、印鑑証明書は、発行後 3 か月以内のものを提出願います。なお、（4）の提出書類は有資格者名簿登載者以外の者に提出を求めています。
11	実施要項の 5. 参加資格の（4）提出書類について、営業に関する許可とは何を指しての許可・登録のことでしょうか。ご教示下さい。	記載誤りです。提出の必要はありません。
12	仕様書 12 の（4）①②について、期末手当・勤勉手当にあてはまる人数並びに現状の支給額を各社員区分ごとにご教示下さい。	代替支援員以外は、支給の対象です。なお、支給要件は、「年度内任期が 6 月以上かつ週 15 時間 30 分以上の勤務を行う者」としています。 ※別紙 5 参照
13	仕様書 12 の備品購入費について、1 万円未満は事業者、1 万円以上は市とありますが、ここでの備品とはどのようなものを指すのでしょうか。ご教示下さい。	市では、その性質形状を変えることなく長期間（1 年以上）使用できるものを備品としています。 例）消火器、棚、体温計など

14	各学童保育所の在籍人員（令和 6 年度 6 月時点）を常勤・非常勤別にご教示ください。また、長期休暇のみ勤務の方がいれば、その人数もご教示ください。	別紙 6 参照
15	仕様書の別表 2 で複合機（コピー機）リース代は市の負担となっておりますが、トナー交換・印刷代についてはどのようになりますでしょうか。当然、使用頻度によって金額の変動があることは理解しておりますが、市としてのお考えをご教示下さい。	別紙 7 参照
16	各支援単位毎の配慮児童人数	配慮児童の定義が明確でなく主観によるところが大きいため、公表は差し控えます。
17	各支援単位毎の平日、土曜日、長期休暇の平均登所児童数	別紙 8 参照
18	平日、土曜日の 17 時以降の合同保育の実施や考え方について。	18 時以降の合同保育は可能です。
19	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円）とあるが、全ての職責に月額 9,000 円するという考えであるかどうか？	全ての職員に対する 3%程度（月額 9,000 円相当）の賃金改善を行うものです。
20	障害保険料に関しては保護者より徴収ではなく、事業者が負担するという考えであるか？	お見込みのとおりです。
21	実施要領5の参加資格(4)⑤にあります営業に関する許可につきまして、本社・支店にかかわるものという認識で、運営施設の認可保育施設の認可証などは不要でしょうか？	N0.11 参照
22	実施要領4の予定履行期間及び見積もり上限額等(1)にあります見積上限額には支援員等の処遇改善事業の金額も含まれているということで間違いないでしょうか？	お見込みのとおりです。
23	仕様書 11 の保育体制(3)および(4)にあります、支援員又は補助員を 1 人配置というのは、支援単位ではなく学童保育所単位の認識で間違いないでしょうか？	お見込みのとおりです。
24	仕様書12の支援員等の継続雇用及び処遇(4)にあります期末手当・勤勉手当の支給要件をご教示いただくことは可能でしょうか？	N0.12 を参照
25	仕様書19の統括責任者の配置について、専属・常勤などの要件はございますか？本部職員が他施設担当を兼務していても問題ないでしょうか？	統括責任者については、確実に業務を遂行できること及び緊急時等に速やかに対応していただく必要があるため、専属・常勤とします。